

## パートナーシップ制度導入についての御質問・御意見等

委員	
質問・意見等	具体的内容
男女カップルも対象となるか？	<p>例えば、バイセクシュアル同士のパートナーシップ関係において、シスジェンダーの男女カップルだった場合、または婚姻制度に疑問を持つシスジェンダー、ヘテロセクシュアル同士でも申請可能？</p> <p>＝個人的には、パートナーシップ交付時に、その方のセクシュアリティを聞くのはナンセンスだと思うし、プライバシーの侵害に当たると考えている。今回のパートナーシップは、どちらかが当事者であればOKなので、本人の自己申告がない場合は上記どちらも対象とするのがベターだと考えています。</p>
市外地へのお出張時における取り扱いはどうなるか？  長崎市を出られなくなってしまうリスクにどう対応するか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・出張などで、一時的に住所を別とする場合、その間のパートナーシップ関係は市として継続することができるのか？</li><li>・行政内の異動辞令が交付された場合(県職員など)パートナーシップを理由に断ることができるか？それによるハラスメントはないか。</li><li>・企業などへの法的拘束力はないとしても、企業に向けて、パートナーシップ制度の意義、そして、市を出るのが難しくなるリスクなどの説明をする場を設ける予定はありますか？</li></ul>
交付に先駆けて、市役所職員の内部意識を高めるための研修を実施する予定はありますか？  また、交付先を選択式にすることは検討されていますか？	<p>現在のところ、交付は人権男女共同参画室で対応すると行くことになってはいますが、通常の婚姻制度と窓口を同じくして、希望があれば男女共同参画室も選べる等、選択できるようにしていてもいいのではないかと考えています。初めから別にしてしまうことで、新たな線引きや誤解が生まれてしまわない</p>

	<p>か少し心配です。</p> <p>いずれにせよ、市役所内の職員研修を実施し、パートナーシップ制度を運用する市として、日頃、市民と触れあう最前線の人にこそ、研修を受けてもらえると嬉しいです。</p>
<p>医療機関における意識不明時等、意思表示不可の際の対応について</p>	<p>現在、医療機関において、患者本人の同意があれば、対応しているとのことだが、知らない仕組みを利用することはできないので、その旨を、患者様へ日頃からお知らせしているのか、気になります。</p> <p>また、患者本人が意識不明の状態、意思表示困難な場合に、パートナーシップが効力を発揮することはできるのかも気になります。</p>

※ ご質問・ご意見等がありましたら、ファックス、郵送等でお送りください。

締切：令和元年7月15日（月）

〔あて先〕長崎市人権男女共同参画室  
 担当（木村） TEL 095-826-0026  
 FAX 095-826-0062  
 Eメール jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp